

ANAスーパーフライヤーズ会則

第1条 (名称)

本会は、「ANA SUPER FLYERS」と称します。

第2条 (入会資格)

ANAを格別にご利用いただいている皆様のなかで、ANAが入会を認めた方に限り、本会への入会資格を有するものとします。

第3条 (会員)

第2条の入会資格に該当する方が、本会則を承認のうえ、入会を申し込むことにより会員となります。

第4条 (会員証の発行と使用)

本会は、会員に対して会員証として「ANA SUPER FLYERS CARD」を発行します。この会員証は、三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約およびANA VISA (マスター)カード会員特約、JCB会員規約およびANA JCBカード会員特約、ダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約及びANAダイナースカード会員特約、アメリカン・エクスプレスのカード会員規約およびANAアメリカン・エクスプレス提携カード会員規約 (以下ANAカード会員規則と称す) が適用されます。会員証は、カード表面に記載された本人以外は使用できません。

第5条 (会員資格の有効期限)

会員資格の有効期限は、第8条に該当する場合を除き、ANAカードの有効期限に準じます。また、会員資格の継続は、第6条によりANAが認めた場合のみ行うこととし、会員証を更新し発行します。

第6条 (会員資格の継続)

継続の基準については、別途ANAが定めるものとし、会員はあらかじめこれを承認するものとします。

第7条 (会費)

会員は、年間所定の年会費を届出の預金口座から自動引落しの方法により、お支払いいただきます。なお、一旦お支払いいただいた会費は、返却いたしません。

第8条 (会員資格の失効)

会員は、第5条に定めるほか、以下の各項の一つに該当する場合、会員資格を失い、第4条により発行された会員証をご返却いただきます。

- (1) 会員が退会を申し出た場合
- (2) 会員の住所・電話番号等の変更届けがなく、ANAからの連絡が不可能となった場合
- (3) 会員が本会の会則およびANAカード会員規則ならびにANAマイレージクラブ会員規約に違反した場合
- (4) 会員が本会の名誉を毀損したり、秩序を乱す行為があった場合
- (5) 上記以外の理由においても、ANAは、会員に対する14日間の文書による予告期間をもって、会員資格を停止することができます。

第9条 (会則の改訂)

本会則の改訂については、ANAがこれを決定します。

第10条 (会の改廃)

本会の改廃については、ANAがこれを決定し、その3ヵ月以前に会員に通知します。